

## 議会議案第一号

石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例（昭和三十一年石川県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第三条第二項の規定の適用については、同項ただ

し書中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五、」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。